

12月は STOP 滞納!! 県下一斉徴収強化月間

～ 忘れていませんか、「納税」を ～

税金は、私たちの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。税金を滞納することは、納期限内に納付している人との公平性を欠くことにもなります。

上毛町では、福岡県地方税収対策本部及び県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税等の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、滞納処分の強化に取り組んでいます。

滞納処分の流れ

- 督促状の発送** 納期限が過ぎても納付されない場合は、督促状を発送します。
- 財産調査** 官公庁、勤務先、金融機関、取引先などに対し、調査を行います。
- 財産差押** 財産調査で発見した給与、預金、生命保険、不動産などを差し押さえます。
- 換価・配当** 差し押さえた財産は、取立や公売により換価(換金)します。換価して得た代金は滞納税に充当します。



○納税に困ったら早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情で町税の納付が困難なときには、早めにご相談ください。

○便利な口座振替をご利用ください

納期限の日にご指定の預貯金口座から自動的に納付されます。納期ごとに納める手間を省き、うっかり納め忘れることもありません。

○コンビニ納付(スマホ決済)ができます

今年の4月から全国のコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで納付が可能となりました。納期限内であれば、24時間365日納めることができます。
※30万円を超える納付書は利用できません。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線131)

○租税教室を開催しています

次代を担っていく町内の小学校の児童の皆さんを対象に税金の意義と役割について理解を深めてもらうことを目的に、職員などが租税教室を実施しています。



～行橋税務署からのお知らせ～

令和3年分の確定申告は、ご自宅からe-Taxで送信！

医療費控除や寄付金控除などで確定申告される方には、ご自宅からパソコンや、スマートフォンでご利用いただけるe-Taxが大変簡単で便利です。

確定申告会場は、新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で開設しておりますが、皆様の感染防止の観点からも、**ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。**

※申告の内容によっては、スマートフォンでの申告に対応してない場合があります。
※スマートフォンによる還付申告の受付開始は、**年明けの1月4日ごろ**の予定です。

●問い合わせ先
行橋税務署 個人課税第一部門
TEL 0930-23-0580

※税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声にしたがって「2」を選択してください。

確定申告書等作成コーナーの操作方法

「医療費控除」や、ふるさと納税などの「寄付金控除」の申告など、e-Taxを使いスマートフォンで送信する方法を分かりやすく説明した動画を、YouTube「国税庁動画チャンネル」に掲載しています。

動画でチェック



作成が終わったら送信!! 方法は2通り!

○マイナンバーカードを使って送信

「マイナンバーカード」と「ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォン」が必要です。

○IDとパスワードで送信

事前に最寄の税務署で「ID(利用者識別番号)」と「パスワード(暗証番号)」を取得する必要があります。

令和4年

上毛町成人式

令和4年上毛町成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参加対象者を限定するなど、感染症対策を講じた上で開催します。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況などにより、成人式が中止となる場合もあります。その際は、参加対象者に別途お知らせします。

1月4日(火)

げんきの杜 多目的ホール

- ◎ 10:00～受付
- ◎ 10:30～式典
- ◎ 11:00～記念講演

※当日「げんきの杜」への入館は、新成人及び関係者のみとなり、一般の方は入館できません。

講師 NAP建築設計事務所 代表
建築家 中村 拓志 氏

演題 地域とともに生きる。

1974年東京生まれ。鎌倉と金沢で少年時代を過ごす。1999年明治大学大学院で建築学修士を修めた後、隈研吾建築都市設計事務所を経て2002年NAP建築設計事務所を設立。現在はNAPコンサルタント、NAP International、NAPデザインワークスの代表も務め、街づくりから家具まで、扱う領域は幅広い。

自然現象や人々のふるまい、心の動きに寄りそう「微視的設計」による、「建築・自然・身体」の有機的關係の構築を信条としている。そしてそれらが地域の歴史や文化、産業、素材等に基づいた「そこにしかない建築」と協奏することを目指している。近年はそのエッセンスを日本の伝統的な建築や庭園文化の中に発見し、それらの再構築にも取り組んでいる。

上毛町では今年3月完成の南吉富放課後児童クラブを設計。現在は同町安雲で工事中の町立体育館の設計監理に携わっている。

作品に「東急プラザ表参道原宿」「狭山の森礼拝堂・狭山湖畔霊園管理休憩棟」「Ribbon Chapel」「上勝ゼロ・ウェイストセンター」ほか／著書に「微視的設計論」「JA114号ー中村拓志&NAP」ほか／受賞歴に日本建築学会賞(作品)、日本建築家協会賞、日本建築家協会環境建築賞 最優秀賞、ARCASIA Awards for Architectureほか



© KEI Tanaka

*住民票を他市町村に移している方も参加できますので、出席案内が届いていない方は12月6日(月)までにご連絡ください。

●問い合わせ先 上毛町教育委員会 教務課 社会教育係 TEL 72-3165(内線174)

不法投棄は重罪です! 絶対にしてはいけません!!

不法投棄は、単に美観を損ねるだけでなく、不衛生で危険な生活環境を生み出し、地域の生態系に悪影響を与えます。将来を担う子どもたちのためにも、モラルと責任を持ってルールを守り、美しい上毛町をつくりましょう。

また、不法投棄は違反者に「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」が科せられる重罪です。不審な人や車両を見かけた場合は、住民課住民福祉係または豊前警察署まで連絡をお願いします。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116 (内線143)
豊前警察署生活安全課防犯係 TEL 82-0110



▲家庭ごみの不法投棄